

日野市町名地番整理審議会

第21期 第1回

平成24年3月29日(木)

日野市町名地番整理審議会次第

(1) 開 会

(2) 委嘱状の交付

(3) 市長挨拶

(4) 会長選出

(5) 報告事項

① 平成24年度予定事業

② 今後の方針

(6) 閉 会

日野市町名地番整理審議会

審議会の役割（日野市町名地番整理審議会条例第2条）

審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 市が行う町名地番整理に関すること。
- (2) その他市長が町界町名及び地番整理上必要と認める事項に関すること。

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）

・目的 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。（第1条）

・町又は字の区域の合理化等

街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするよう努めなければならない。（第5条第1項）

前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。（第5条第2項）

・住居表示の実施に関する経過規定

市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。（附則）

日野市新町丁目地番整理調査会答申（昭和42年8月25日）

- ・町界町名整理事業及び地番整理事業を同時に行う
- ・日野市は地番混乱が市全域に及び、住所の混乱が現市街地以外の地区、道路等の整備がされていない地区に多くあることから、住居表示に関する法律によることは不適當
- ・飛び地や大字の不明確さなどをなくすため町界町名を整理し、また地番と地番区域が広いため4桁の大字が多く、これらを整理するため地番整理を行う

日野市町名地番整理基準

(1) 住居表示ではなく、町名地番整理をもって進める。

住居表示とは？ ⇒ 土地の地番とは別に住所に使用する番号を付する制度

(2) 町名設定の基準

(ア) 単独町名は採用せず、複数(6丁目までを目安)の丁目をもって1つの町を構成する

(イ) 一丁目の広さ(用途別)の目安は10~20ヘクタール

(ウ) 町丁目界は、道路、河川などの恒久的な地物を基本に定める

(エ) 町丁目界は、道路などの東南を境とする

(参考)

(オ) 地番、丁目の附番は、東南の角からはじめ、時計回りを原則とする

※4、42、44番(忌み番号)はできるかぎり道路、水路に振るようにする。

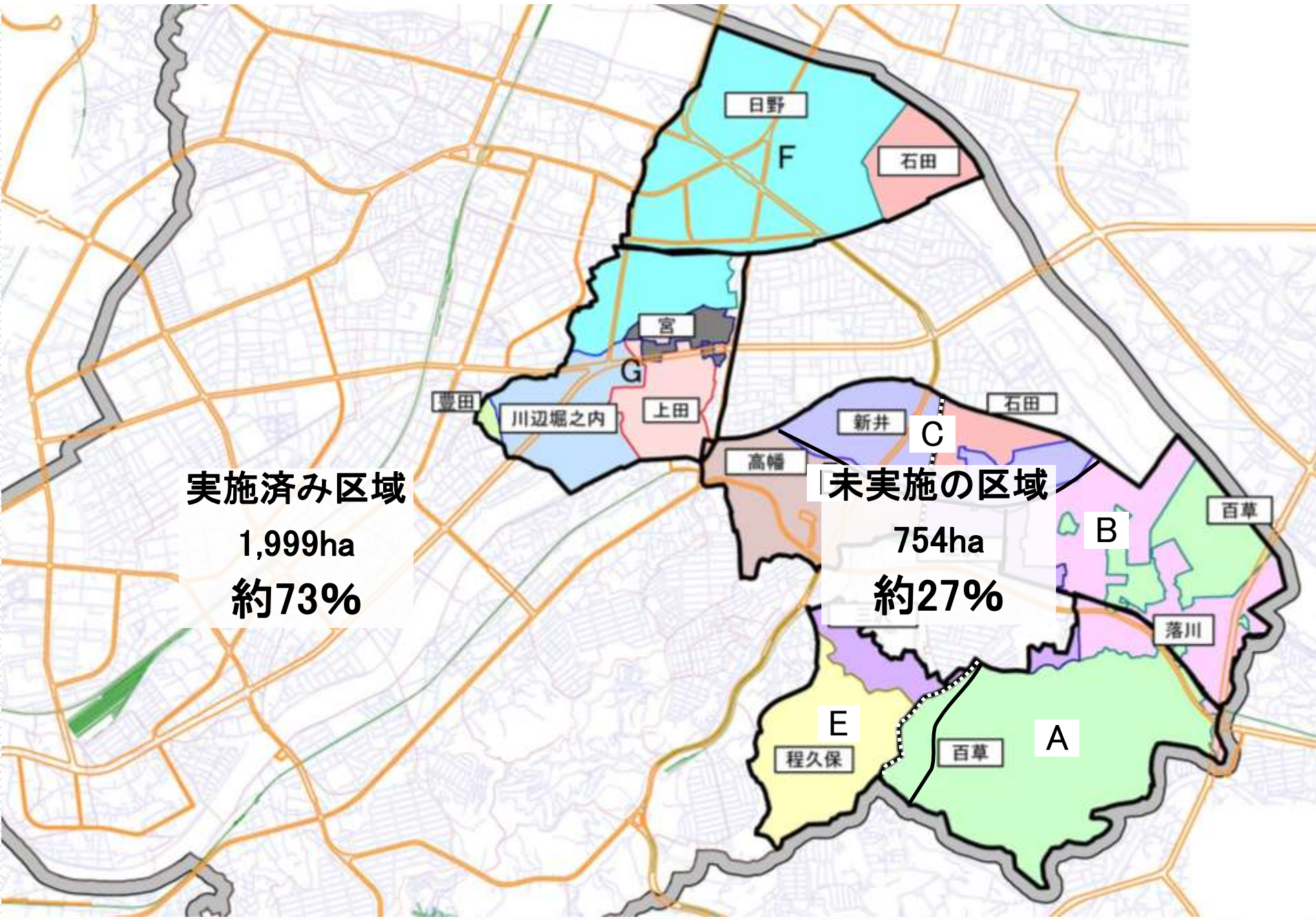
不動産登記法第35条

地番は登記所(日野では東京法務局多摩出張所)が定める。

(地番)⇒ 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域を定め、一筆の土地毎に地番を付さなければならない。

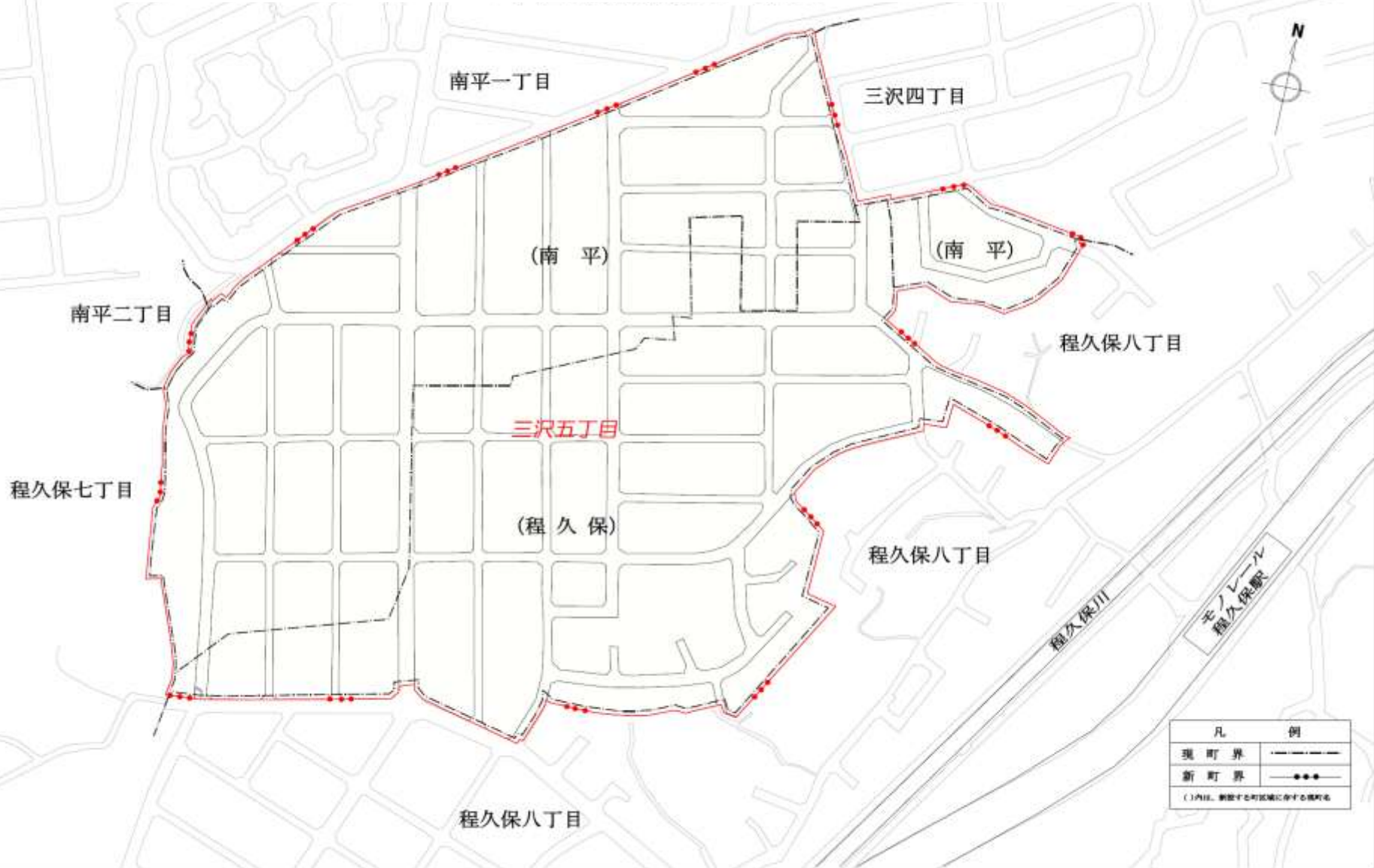
多摩平一丁目 ^{親地番} 1番地 ^{枝番} の1
町名 地番

町名地番整理事業実施状況



参考事例

三沢五丁目地区町名地番整理事業



凡 例	
現町界	-----
新町界	-●●●-
()内は、新設する町区域に存する旧町名	

事業の概要

面積 約10ヘクタール

世帯数 580世帯

筆数 900筆

総事業費 700万円

内訳 現地調査費 150万円

図面作成費 400万円

案内板等製作費 150万円



事業の経緯


- S59.12 程久保九丁目とする案を自治会に提示→同意得られず
- H3.10 三沢四丁目とする案を自治会に提示→同意得られず
- H20.1 第1回説明会(三沢五丁目とする案を提示)
- H20.9 三井台自治会臨時総会(同意決議)
- H21.6 第2回・第3回説明会(住民との意見交換)
- H21.10 基礎調査に着手
- H22.5 第4回・第5回説明会(新住所案を提示)
- H22.6 市議会承認
- H22.7 住所変更通知を個別配布
- H22.8 東京都告示(町名地番変更実施)
- 法務局に関係図書を提出

報告事項1 平成24年度予定事業

落川河原地区(組合施行区画整理事業)



落川河原地区詳細図

A map of the Fushikawa Riverbank area. A large, irregularly shaped area in the center is shaded in light gray and outlined in brown, representing the land exchange area. This area is divided into several smaller parcels by green lines. The map also shows a network of roads and a river (Fushikawa River) on the left side.

換地処分 平成25年1月予定

面積 約1.3ヘクタール

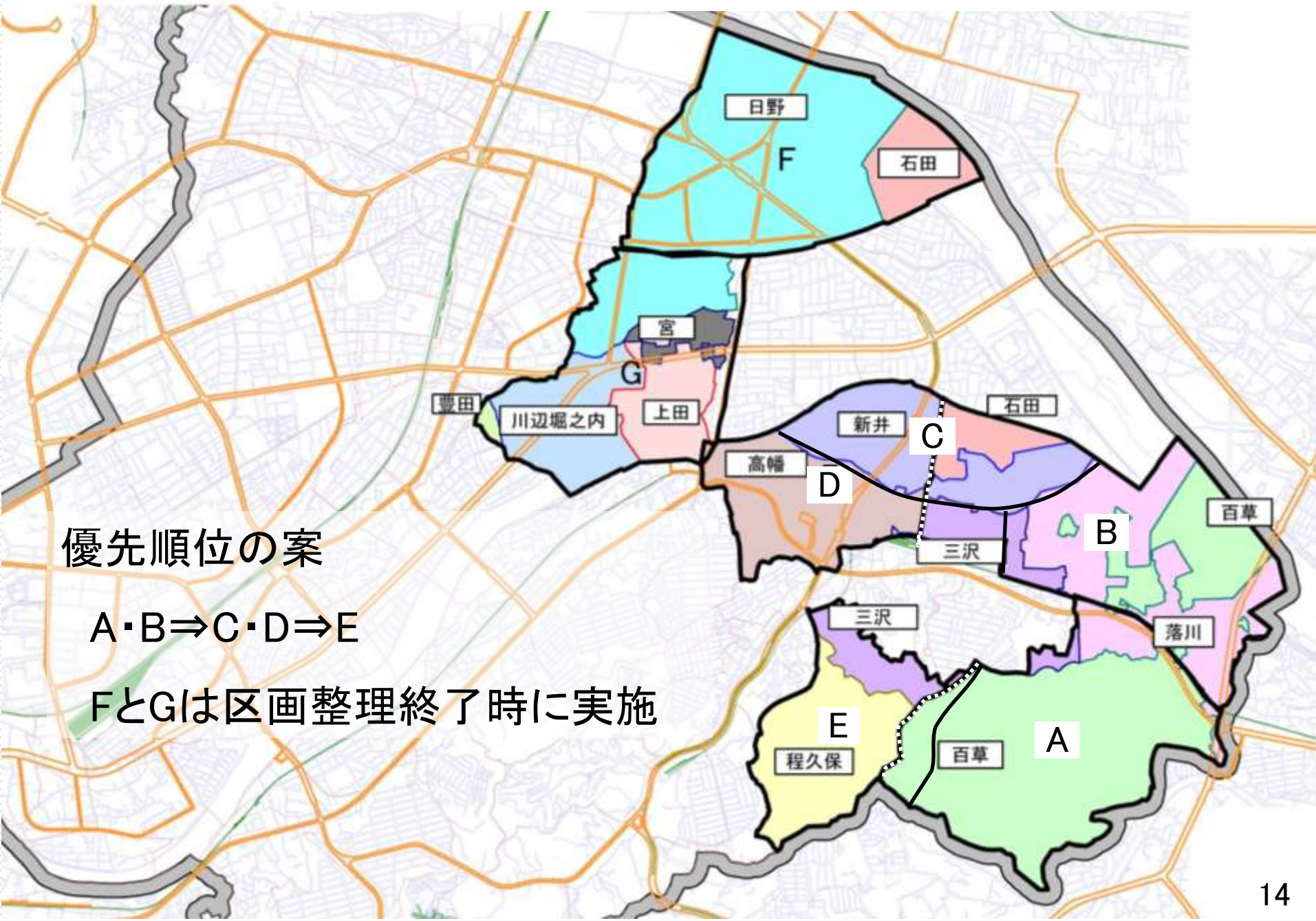
筆数 65筆

(落川554～559、1450～1527番地)

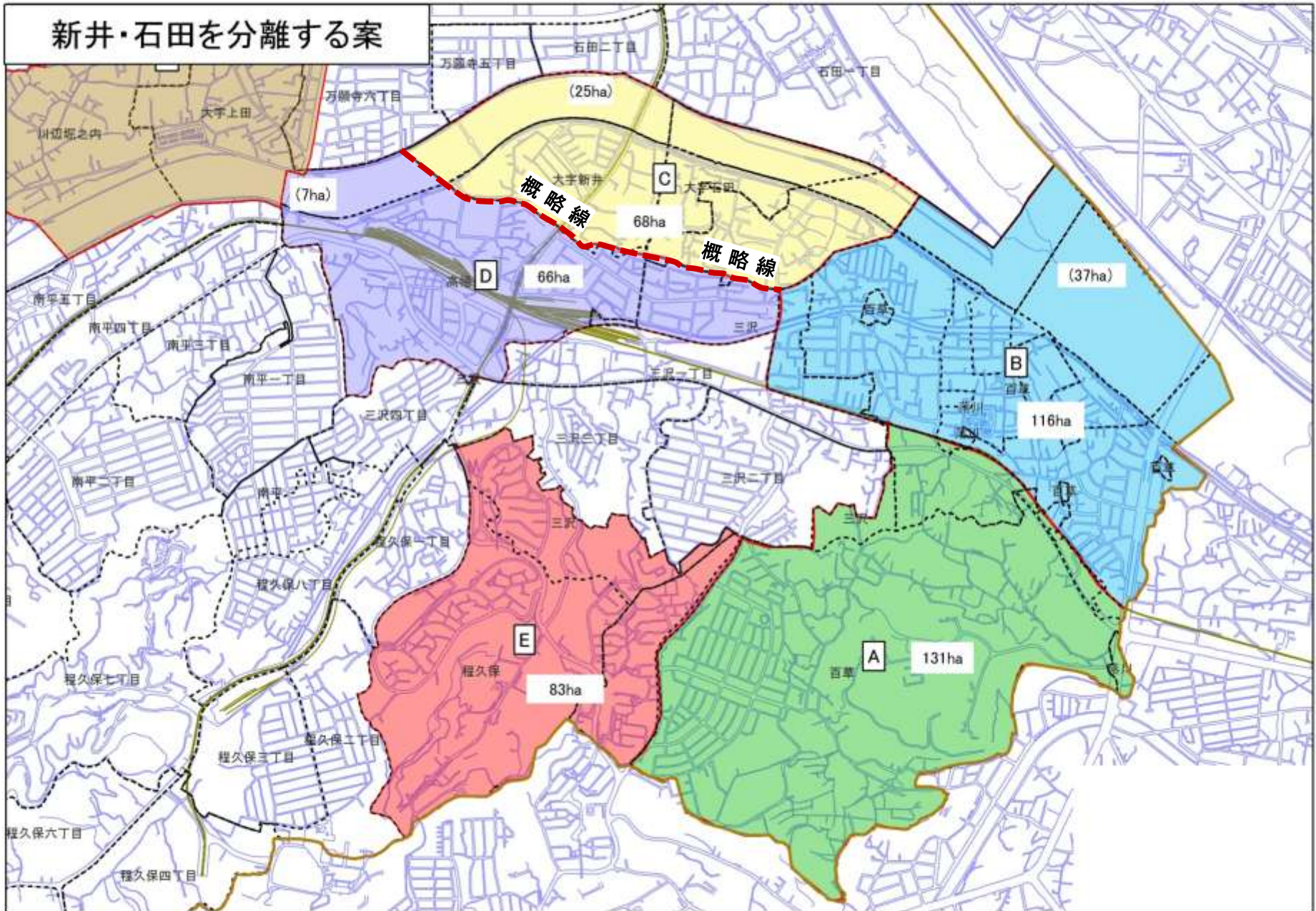
土地所有者 30人

居住世帯 18世帯

報告事項2 今後の方針



新井・石田を分離する案



今後の進め方に関するご意見

- ①百草・落川地区から事業を進めるとしているが、高幡・新井地区のほうが進めやすいのではないかと
- ②地域のコミュニティーが分断されることのないよう配慮すること
- ③市として案を提示し、十分な時間をかけて協議すること。その際、個々の地区ごとに丁寧な話し合いを行い、住民の意向を確認すること